

福長介第2014号
令和6年8月30日

市内各地域密着型サービス等
運営事業者様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長

地域密着型サービス等事業所を対象とした補助事業について（お知らせ）

日頃より、介護保険事業の推進に御理解・御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、さいたま市内の事業所について令和7年度中に以下に記載の補助事業の活用をご検討される場合につきましては、令和6年9月11日（水）までに市ホームページに掲載の「回答書」を介護保険課までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、広域型サービス（小規模な事業所を除く）事業所につきましては、埼玉県に同様の補助金がありますので、埼玉県高齢者福祉課にお問い合わせください。

1 補助金概要（詳細は別表をご覧ください。）

- (1) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
- (2) 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- (3) 共生型サービス事業所の整備推進事業

2 提出方法

件名又は送付票は「地域密着型サービス等事業所を対象とした補助事業について（法人名）」とし、回答書をメール又はFAXで送信してください。

※ 送受信の確認のため、送信後に必ずご一報ください。

※ 回答書の提出があった場合でも、予算の都合上、補助金の交付ができない場合がございます。

ホームページ URL：<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/010/p116448.html>

辿り方：トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険

> 介護サービス事業者向け情報（共通） > 介護保険事業者の方へ17（お知らせ）

> 「地域密着型サービス等事業所を対象とした補助事業について」

3 提出期限

令和6年9月11日（水）必着

4 担当

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

電話番号 048-829-1265 FAX 048-829-1981

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp